

令和 8 年度石垣市における輸出機会増大・人材育成事業
業務委託仕様書

1 業務名 令和 8 年度石垣市における輸出機会増大・人材育成事業

2 委託期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日

3 趣旨・目的

本業務は本市の石垣空港保税蔵置場および石垣港税関機能に加え、特に開設される台湾（基隆）との定期フェリー航路を最大限に活用し、石垣市内の事業者の輸出入の機会を増大させ、貿易に係る人材育成を図ることを目的とする。

輸出機会の増大に向けては、石垣港の保税機能の確保し、その輸出入機能の向上を図るものとする。

貿易人材の育成に向けては、石垣市の輸出入ニーズ調査を実施した上で、輸出意向のある企業を選定し、石垣港、石垣空港からの輸出の実証輸送を実施することにより人材育成を図るものとする。

上記を通じて、石垣港、石垣空港を利用した台湾などとの輸出入の活発化を促進するものとする。

4 委託業務の内容

受託者は、石垣市の産業貿易特性および石垣港、台湾の基隆港の状況を理解した上で、専門家としての知見を活かし、以下の業務を遂行すること。

(1) 輸出入ニーズ基礎調査

石垣市内における台湾などとの輸出入ニーズを有する貨物、企業などを把握し、輸出入別に方面、品目、貨物量・額、輸出入実績などを整理する。

(2) 浜崎地区、新港地区の活用計画の支援（保税蔵置場の登録申請支援）

石垣港浜崎地区、新港地区において保税倉庫を確保するための保税蔵置場の登録申請に向けた関係者との協議、調整を行う。

実施に際しては、港運事業者、港湾管理者、税関などと十分な協議を行うこと。

(3) 石垣港からの輸出実証事業

輸出意向のある企業を選定し、石垣港からの航路を利用した貨物輸出の実証事業を行い、港湾地区への搬入、通関、荷積み、海上輸送、荷卸し、輸出先通関、輸送などの段取りの安定性、リードタイム、コストなどを確認、検証する。

(4) 石垣空港からの輸出実証事業

輸出意向のある企業を選定し、石垣空港からの空路を利用した貨物輸出の実証事業を行い、空港地区への搬入、通関、荷積み、航空輸送、荷卸し、輸出先通関、輸送などの段取りの安定性、リードタイム、コストなどを確認、検証する。

(5) 事業の効果分析及び報告

事業実施後、各業務の実施内容についてそれぞれ分析し、委託者の次年度以降の取組の参考となる内容をまとめた業務報告書を提出すること。その際、本委託の成果が可視化できるよう、輸出入ニーズ調査、保税蔵置場確保の進捗状況、石垣港・空港からの実証輸送の計画、実施結果などの定量的なデータ、及び課題を盛り込むこと。

5 その他

(1) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。

なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。

(2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、本市に必要な事項について、受託者は、積極的に提案を行うこと。

(3) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(4) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

(5) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認める場合は、石垣市と協議すること

6 主な対象経費

(1) 事業費：①人件費 ②旅費（石垣市、台湾など） ③実証輸送荷主への輸送費支援金 ④実証輸送物流企業への協力金 ⑤その他諸経費

※各経費の単価、月数、回数、個数等見積条件を明記すること

(2) 一般管理費：直接経費（事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、原則 10%以内とする

7 業務の完了、委託額の確定にかかる提出書類

本業務が完了した時、また委託費の請求に対して、以下の書類を提出すること。

(1) 完了届（所定の様式）

(2) 業務実績を示す資料

(3) 経費明細書（支出根拠を示す証憑、資料等）

(4) その他契約書や協議によるもの

8 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、5年間保管すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

(ア) 市との調整

業務を遂行するにあたり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜の連絡を図ること。

(イ) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務の一部について、市が認めたときはこの限りではない。

(ウ) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(エ) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月条例第13号）、石垣市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月規則第17号））に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(オ) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

(カ) 著作権

本業務の成果品にかかる著作権は、本市に帰属するものとする。本業務の中で、第三者が持つ画像や引用などの所有権、著作権については、受託者において承諾を得るとともに適切に扱うこととする。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。